

宮城県警察本部 告示第 7 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月10日

宮城県警察本部

本部長

杉本 伸正



1 聴聞の期日

令和8年5月14日(木)

令和8年5月28日(木)

2 聴聞の場所

宮城県仙台市泉区市名坂字高倉65

宮城県運転免許センター4階 聴聞室